

平成27年労第9号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社に採用され、エンジニアとして勤務していた。

平成〇年〇月〇日、請求人は就寝中に異変が認められたため、救急車でB病院に緊急搬送され、「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは過重な業務に従事したことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、平成〇年〇月〇日付けで、これらを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官はこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（以下「前裁決」という。）。

その後、請求人は国を被告として前回処分の取消訴訟を提起したところ、平成〇年〇月〇日のC地方裁判所の判決により国側敗訴となり、国側が控訴、現在、係争中である。

今般、請求人は、本件疾病が平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）し、障害が

残存するとして、監督署長に障害補償給付及び診断書料に係る療養補償給付を請求したが、監督署長は、前回処分の後続請求であるとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分を不服として、審査官に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人は、本件再審査請求において、本件疾病が治ゆ（症状固定）した後、障害が残存するとして障害補償給付及び診断書料に係る療養補償給付の支給を求めているが、当審査会は既に前裁決において本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断している。

本件一件資料を精査しても、本件再審査請求は、請求する給付の種類が異なるのみで請求人及び請求代理人から新たな事実についての主張や医証等の提出はないことから、当審査会としては、前裁決における判断を変更する必要は認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。